

総社市学校給食センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第21号

総社市学校給食センター条例の一部を改正する条例

総社市学校給食センター条例（平成17年総社市条例第100号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後号とし、移動項号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動項号（以下「削除項」という。）を削り、移動後号に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（給食を実施する学校等）</p> <p>第3条 <u>給食センターを利用した給食は、総社市立学校条例（平成17年総社市条例第98号）に規定する学校及び総社市立幼稚園条例（平成17年総社市条例第101号）に規定する幼稚園において実施するものとする。</u></p> <p>（審議会の組織等）</p> <p>第6条 前条の審議会は、委員<u>25人</u>以内で組織し、次に掲げる者の中から教育委員会が任命し、又は委嘱する。</p> <p>（1）略</p> <p><u>（2）関係幼稚園長及び関係幼稚園の保護者</u></p> <p><u>（3）略</u></p> <p><u>（4）略</u></p> <p><u>（5）略</u></p> <p>2～5 略</p>	<p>（給食を実施する学校）</p> <p>第3条 <u>給食センターを利用し給食を実施する学校は、総社市立学校条例（平成17年総社市条例第98号）に規定する学校とする。</u></p> <p>（審議会の組織等）</p> <p>第6条 前条の審議会は、委員<u>20人</u>以内で組織し、次に掲げる者の中から教育委員会が任命し、又は委嘱する。</p> <p>（1）略</p> <p><u>（2）略</u></p> <p><u>（3）略</u></p> <p><u>（4）略</u></p> <p>2～5 略</p>

改正後	改正前
	<u>6 前項の規定にかかわらず、委員は、その任期が満了した場合においても新たに委員が任命され、又は委嘱されるときまで引き続き存在する。</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、改正後の総社市学校給食センター条例第6条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する施行の日から令和5年7月31日までの間に任命又は委嘱された委員の任期は、総社市学校給食センター条例第6条第5項の規定にかかわらず、令和5年7月31日までとする。